

## 民法（債権関係）の改正に関する検討事項（14）

## 第1 債権の目的

## 1 総論

債権の目的に関する一連の規定（民法第399条から第411条まで）については、後記2から7までのような問題点が指摘されているが、これらのほか、債権の目的の見直しに当たって、どのような点に留意する必要があるか。

## 2 債権の目的（民法第399条）

民法第399条は、債権の目的について金銭での評価可能性を必要としない旨を規定するところ、同条については、当然のものを確認的に規定したにすぎず、実務的な意義も乏しいため、削除すべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

## 3 特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条）

民法第400条については、特定物の引渡しを目的とする債権（特定物債権）における保存義務の内容は当該債権の発生原因である契約等の法律関係の内容や性質によって決せられるところ、「善良な管理者の注意」という文言では、保存義務の内容が契約等の個別具体的な債権発生原因から離れて客観的に定まるという誤解を生じさせ得るなどの指摘がされている。

そこで、特定物債権の保存義務の内容は、その債権の発生原因の性質等によって定まる旨の規定を設けるべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

## （関連論点）贈与者の保存義務の特則

特定物の引渡しを目的とする贈与の贈与者には、民法第400条により、目的物の保存について善管注意義務が課せられている。しかし、この点については、無償で財産移転義務を負う贈与者の保存義務の程度と、有償で同様の義務を負う売主の保存義務の程度を同列に扱うことは贈与者に酷であり、妥当ではないとの批判がされている。また、贈与は、しばしば親密な関係において締結されるため、典型的に、契約において贈与者の目的物の保存義務の程度が定められることが少ないため、贈与者の保存義務の程度を一般的に規定する必要性が認められるとの指摘もされている。

そこで、贈与者の目的物の保存義務については、無償寄託の受託者の保管義務に関する民法第659条をも参照しつつ、贈与者は自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって保存すべき旨を規定すべきであるという考え方があるが、どのように考え

るか。

#### 4 種類債権の目的物の品質（民法第401条第1項）

民法第401条第1項は、債権の目的物を種類のみで指定した場合における給付すべき目的物の品質について、法律行為の性質及び当事者の意思によって定められないときに適用される補充規定であるところ、同項については、種類債権の目的物の品質は、契約の解釈によって定まるため、存在意義が乏しく、削除すべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

#### 5 種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項）

民法第401条第2項については、これを存置することを前提に、以下のような立法提案が示されているが、それぞれどのように考えるか。

- ① 債権者と債務者の合意によっても種類債権の目的物の特定が生ずることに争いはないが、明文規定がないため、これを明文化すべきではないか。
- ② 判例は、種類債権の目的物が特定した後であっても、特別の事情がない限り、債務者がその目的物を同種同量の別の物に変更することを認めている（変更権）。そこで、債権者の利益を害さないことなどの一定の要件の下で、債務者の変更権を明文化すべきではないか。

（関連論点）種類物贈与の特定に関する特則

種類物贈与の特定についても、種類物の給付を目的とする有償契約と同様、民法第401条第2項が適用されている。したがって、贈与者がその意思のみで目的物を特定するためには、契約において指定権が与えられている必要がある。しかし、このように無償契約に同項を適用することについては、有償契約と無償契約の差異を十分に考慮していないとの指摘がある。特に、贈与については、贈与者の受贈者に対する惠与の意思をもって行われることが多く、贈与契約の内容決定に主導的な役割を果たすのは贈与者であることが多いことなどを考慮すれば、その契約の性質上、贈与者は当然に目的物を指定する権利を有するものと解すべきであるという指摘がされている。

そこで、種類物贈与については、贈与者は、当然に目的物を指定する権利を有する旨の規定を置くべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

#### 6 法定利率（民法第404条）

民法第404条は、法定利率を年5分と定めているところ、近時、市場金利との乖離が著しく、固定的な数値で利率を定めること（固定利率制）には合理性がないとの指摘がされている。

そこで、法定利率を合理的な水準に保つため、市場金利の動向等に連動して法定利率も変動するような枠組み（変動利率制）を採用すべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

また、仮に変動利率制を採用する場合には、基準とすべき金利の選択方法や

変動の周期・頻度等を決定する必要があるが、その決定に当たり、どのような点に留意する必要があるか。

(関連論点)

#### 1 金銭債権の遅延損害金を算定する利率について

法定利率は、金銭債権の不履行における損害賠償額の算定に適用される場所(民法第419条)、法定利率を変動利率制に改め、市場金利と連動させた場合、債務者にとって遅延損害金の負担と債務の弁済資金を調達するための利息負担が等価となり、結果として、債務の支払遅延を招くおそれがあるとの指摘がある。

そこで、諸外国の立法例に見られるように、金銭債務における遅延損害金の算定に適用される利率については、法定利率に一定の加算をし、あるいは、一定の割合を乗ずるなどして、法定利率よりも高い利率とすべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。また、このような考え方を採用する場合、具体的にどのような計算方法を採用すべきか。

#### 2 中間利息控除について

民法に規定のない中間利息控除(将来取得されるはずの純利益の損害賠償の支払が、現在の一時点において行われる場合に、支払時から将来取得されるべき時点までの運用益を控除すること)の問題は、本来的には、損害賠償額の算定方法固有の問題であるが、判例が、生命侵害における損害賠償額の算定において、控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならないと判示していることなどから、法定利率との関連で議論されている。

中間利息控除に法定利率を用いることについては、市場金利が法定利率よりも低金利で推移している近年においては、市場金利よりも大きな利率をもって賠償額を控除してしまう点で、適切な運用益の控除を実現できず不合理であり、この不合理性は、数十年という長期にわたる逸失利益の算定を必要とすることの多い人身損害に関して特に顕著となると指摘されている。仮に法定利率を変動利率制に改める場合においても、賠償時における市場金利に連動して定まる利率が、将来の長期間にわたる運用益を適切に反映する基準となり得るかについては疑問があるとの指摘がされている。

そこで、中間利息控除及び逸失利益の算定については、①中間利息控除に法定利率を用いる判例が存在することを前提に、控除に用いるのに適した利率を別に法定する考え方(人身損害に関する逸失利益の算定について、例えば、基準金利の過去40年分の平均等、長期間にわたる利率変動を平準化したものを控除に用いる考え方等)と、②逸失利益の算定から法定利率を切り離し、損害賠償額の算定方法の在り方そのものを検討する考え方(民法に定期金による支払の規定を設ける考え方等)が示されている。また、法定利率による中間利息控除は、不法行為における損害賠償の在り方の問題として、保険制度も考慮しつつ検討すべき問題であるとの指摘もある。

これらの考え方は、逸失利益の算定方法について、立法により一定の枠組みを設けることになるため、特に不法行為法に与える影響に留意する必要があるが、その点も含めて、これらの考え方について、どのように考えるか。

### 3 利息の定義

利息という用語については、基本的な法律概念であるにも関わらず、民法上、何ら定義規定が置かれていない。そこで、利息の意味を明らかにする観点から、その定義規定を置くべきという考え方がある。もっとも、民法上、利息は多義的に用いられている。例えば、同法第491条の「利息」には遅延損害金も含むという見解があるが、同法第375条は、「利息その他の定期金」と遅延損害金を分けて規定している。これらの点を踏まえて、利息の定義規定を設けるといふ考え方について、どのように考えるか。

## 7 選択債権（民法第406条から第411条まで）

選択債権の規定については、以下のような立法提案が示されているが、それぞれどのように考えるか。

- ① 第三者が選択権を行使した場合（民法第409条第1項）における選択の意思表示の撤回の要件が条文上明らかでないことから、第三者による選択の意思表示は、債権者及び債務者の承諾を得なければ撤回することができない旨の規定を設けるべきではないか。
- ② 選択の遡及効の制限を定める民法第411条ただし書は、適用されるべき場面がなく無用の規定であるから、削除すべきではないか。

## 第2 事情変更の原則

### 1 事情変更の原則の明文化の要否

民法は、事情変更の原則（契約締結後その基礎となった事情が、当事者の予見し得なかった事実の発生により変更し、このため当初の契約内容に当事者を拘束することが極めて苛酷となった場合に契約の解除や改訂を認める法理）について明文規定を置いていないが、判例は、これを認めており、既に一般的な法理として確立しているとされている。要件については、後記2記載のとおり、判例が採用する要件が整理されている上、効果については、後記3記載のとおり、解除が認められることに争いはなく、契約改訂権等については議論があるものの、これを認める学説が有力であるとされており、複数の裁判例が契約改訂を認めている。

そこで、これらの裁判例の傾向や、これを前提とした要件論及び効果論の議論を踏まえて、事情変更の原則を明文化すべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

## 2 要件論

事情変更の原則の要件は、一般に、次のように整理されており、判例も古くからこの整理に従った判断を重ねているとされている。

- ① 契約成立当時にその基礎とされていた事情が変更したこと
- ② 契約締結当時に当事者が事情の変更を予見できなかったこと
- ③ 事情の変更が当事者の責めに帰することのできない事由により生じたこと
- ④ 事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められること

そこで、事情変更の原則の要件については、判例が採用する上記要件を踏まえて規定すべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

## 3 効果論

判例・学説上、事情変更の原則の効果として、解除権が認められることに争いはないことから、その旨の規定を設けるという考え方がある。また、事情変更の原則の要件が満たされる場合には、通常、損害賠償責任が認められないことを考慮し、当事者間の合理的な利害調整を図る観点から、裁判所は、解除を認めるに際し、当事者の申出に応じた適切な金銭的調整のための条件を付すことができる旨の規定を併せて置くべきであるという考え方もある。

他方、事情変更の原則の効果として裁判所による契約改訂を認めることについては、解釈論として議論があるものの、学説上はこれを認める見解が有力であるとされており、複数の下級審裁判例が契約改訂を認めている。このような裁判例・学説の傾向を踏まえて、事情変更の原則の効果として、契約改訂を認める明文規定を設けるべきであるという考え方がある。

さらに、裁判例は、事情変更の原則の適用に当たり、当事者に再交渉の履践を要求する傾向にあると指摘されている。事情変更の原則を認める考え方の中には、契約改訂等の前提としての再交渉請求権・再交渉義務を規定すべきであるという考え方もある。この考え方の中には、再交渉の申出がされた場合には、履行請求権の行使が制限されることを明文化すべきであるという考え方もある。

これらの考え方について、どのように考えるか。

(関連論点)

### 1 契約改訂の法的性質・訴訟手続との関係

契約改訂については、いかなる範囲、あるいは、いかなる手続的条件の下で、裁判所による契約改訂を認めるべきかが問題とされている。

- (1) まず、当事者による契約改訂の請求なしに（事情変更の原則の要件該当事実の主張・立証のみで）裁判所が契約改訂をすることができるかという点については否定的な見解が多い。
- (2) 次に、当事者による契約改訂の請求があった場合に、裁判所は、契約改訂についてどの程度の裁量を有するものとすべきかという問題がある。

この点については、裁判所は、当事者による契約改訂請求において具体的な改訂内容の主張があるかどうかに関わらず、裁量的に「改訂後の契約」内容を定めることができるとする見解があり得る。しかし、この見解に対しては、事情変更の原則による契約改訂については、改訂内容の具体的決定に際して考慮すべき要素や決定内容の選択肢の幅が相当に複雑かつ広汎にわたり得るため、裁判所による私的自治への介入を広く認めすぎる等の批判があり得る。

これに対し、ドイツ民法は、契約改訂権を行使する当事者は、適応すべき改訂内容を自ら詳細に示す必要があり、その際、裁判所は、釈明権の行使等により当事者を支援することしかできず、裁判所による裁量を否定する建前を採用しているとされている。もっとも、ドイツにおいても、実際の訴訟では、請求の具体的内容の形成は結局裁判所に委ねられているとの指摘もされており、裁判所の裁量を完全に否定する制度設計は実際上適切ではないとの批判もあり得る。

そこで、契約改訂権を裁判所に対して形成訴訟を求める権能と位置付けた上で、契約改訂の訴訟については、専ら当事者が主張する具体的な改訂案を審理の対象とし、裁判所は、その改訂案の内容が変更した事情及び契約に照らして合理的であるか否かのみを判断する形成訴訟とすべきであるという考え方が示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

## 2 解除権と契約改訂との相互関係

事情変更の原則の効果として解除と契約改訂の双方を認める場合、一方当事者が解除を主張し、他方当事者が契約改訂を主張するという場面があり得るため、両者の優劣関係が問題となる。この点については、①いったん成立した契約の拘束力をできる限り維持するという点を重視し、契約改訂が優先するという考え方、②契約改訂は裁判所による私的自治への介入という重大な結果をもたらすとして、解除が優先するという考え方、③条文上、両者の優劣関係を定めず、判例・学説の発展に委ねるという考え方等があり得る。これらの考え方について、どのように考えるか。

## 第3 不安の抗弁権

### 1 不安の抗弁権の明文化の要否

民法は、不安の抗弁権（双務契約において、債務者が債務を履行すべき場合でも、相手方から反対給付を受けられないおそれが生じたことを理由に、自己の債務の履行を拒絶することなどができる権利）について特段の規定を置いていない。この不安の抗弁権については、既にこれを認める裁判例が集積している上、多くの学説がこの法理を認めており、特に債務者が先履行義務を負う事案や継続的取引関係の事案においてこれを認める実益があるとして、明文規定を設けるべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

### 2 要件論

不安の抗弁権の適用範囲については、その理論的根拠をどのように考えるか

という点にも関連して、次のような議論がある。

- ① 債務者が先履行義務を負う場合に限定するか否か
- ② 反対給付を受けられないおそれを生じさせる事情を、事情変更の原則の適用が認められる場合等と同様、限定的に考えるべきか、それよりも広めに考えるべきか
- ③ 反対給付を受けられないおそれを生じさせる事情が契約締結後に発生した場合だけでなく、契約締結前に発生していた場合についても、そのことを合理的な理由により知らなかったときには適用を認めるべきか否か

これらの点については、先履行義務を負う場合に限定せず(①)、反対給付を受けられないおそれを生じさせる事情を厳格に捉え(②)、契約締結前に発生していた事情についても、それを知らなかったことに合理的な理由がある場合には適用を認めるべきである(③)という考え方がある一方で、先履行義務を負う場合に適用範囲を限定し(①)、反対給付を受けられないおそれを生じさせる事情を例示列挙により具体化し(②)、契約締結前に発生していた事情については、先履行義務者が契約締結時にその事情を知り得た場合には適用を除外すべきである(③)という考え方が示されているが、これらの考え方について、どのように考えるか。

### 3 効果論

不安の抗弁権の効果として、債務者が、債務の履行を拒絶することができることや、債務不履行に陥らないことについては、これを認める裁判例があり、学説上も争いはない。もっとも、相手方が反対給付につき弁済の提供をした場合や相当の担保を提供した場合については、反対給付を受けられないおそれが解消されるため、これらの効果は認められないものとすべきであるという考え方がある。

また、不安の抗弁権の効果として、担保の提供を求め、あるいは、先履行義務者の給付と引き換えに反対給付の提供を求めることができ、相手方が相当期間内にこれに応じない場合には、解除することができる旨を規定すべきであるという考え方がある。

これらの考え方について、どのように考えるか。

### 第4 賠償額の予定(民法第420条, 第421条)

民法第420条第1項後段は、裁判所は、賠償額の予定について、賠償額の増減をすることができないと規定するが、予定された賠償額が実際に生じた損害額よりも過大だった場合には、債務者に著しい負担を課すこととなり、公平に反することがあり得る。裁判例においても、予定された賠償額が過大だった場合に、公序良俗違反(同法第90条)として、当該予定条項を一部無効として合理的な額に減額するものや、全部無効とするものなどが見られる。

そこで、賠償額の予定が実損害に比して過大である場合、裁判所は、合理的

な額まで減額することができる旨の規定を置くべきであるという考え方や、賠償額の予定が、当該取引の性質を考慮すると合理性を欠き、かつ、実損害と比べて著しく過大又は過小だった場合には、これを無効とする旨の規定を置くべきであるという考え方があるが、これらの考え方について、どのように考えるか。

## 第5 契約の解釈

### 1 総論（契約の解釈に関する原則を明文化することの要否等）

契約の解釈は、契約関係に基づく当事者間の法律関係を確定するために不可欠の作業としてその重要性が指摘されているが、民法は、契約の解釈を直接扱った規定を設けていない。しかし、旧民法（明治23年法律第28号）は契約の解釈に関する規定を設けており、諸外国の立法例にもこれを設ける例が多い。これらを踏まえ、民法に契約の解釈に関する規定を設けるべきであるとの考え方があるが、どのように考えるか。

また、仮に契約の解釈に関する規定を設けるとすれば、これに関する基本的な原則（後記2）や、個別の契約解釈指針（後記3）などの内容を検討する必要があると考えられるが、このほか、どのような点に留意する必要があるか。

### 2 契約の解釈に関する基本原則

契約の解釈に関する基本的な原則として、狭義の解釈（当事者によって表示されたところの意味を明らかにする解釈）について、契約は当事者の共通の意思に従って解釈しなければならないこと、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情の下において合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならないことを条文上明示すべきであるとの考え方が提示されている。

また、補充的解釈（当事者が表示していない事項について法律行為を補充する解釈）について、当事者が合意したと考えられる内容が確定できるときは、その合意内容に従って契約を解釈しなければならないとの規定を設けるべきであるとの考え方が示されている。

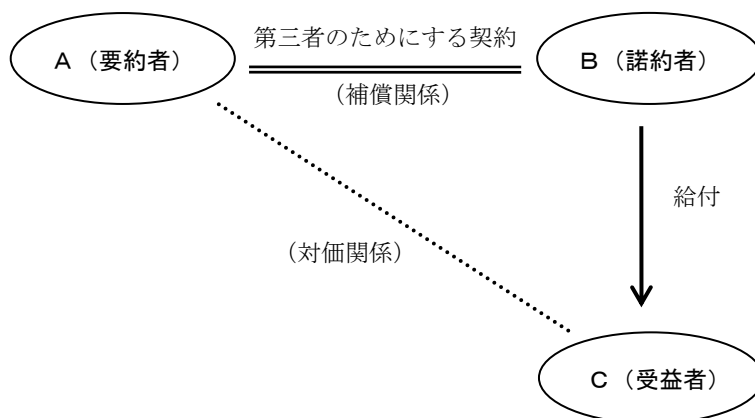
これらの考え方について、どのように考えるか。

### 3 個別的な解釈指針

書面による契約を解釈するための個別的な指針として、契約をできる限り有効又は法律的に意味のあるものとなるように解釈すべきであるとの原則、契約を全体として統一的に解釈すべきであるとの原則、個別交渉を経た条項の優先、条項使用者不利の原則などがあるとしている。このような個別的な解釈指針を法定する必要があるかどうか、また、法定するとしてどのような原則を法定するかが問題となるところ、一つの考え方として、個別的な解釈指針は基本的には明文化しないという考え方が示されているが、どのように考えるか。



## 第6 第三者のためにする契約



### 1 総論

第三者のためにする契約に関しては、類型ごとに規定の明確化を図ることの当否を始めとして、後記2から5までに取り上げた問題点が指摘されているが、このほか、第三者のためにする契約の規定を見直すに当たって、どのような点に留意する必要があるか。

### 2 第三者のためにする契約の類型化（民法第537条第1項）

第三者のためにする契約の成立要件については、「契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したとき」（民法第537条第1項）という概括的な規定が置かれているのみであり、具体的にどのような契約がこれに該当するのかは、解釈に委ねられている状況にある。また、受益者（第三者）の権利は、受益者が契約の利益を享受する意思（受益の意思）を表示したときに発生すると規定されている（同条第2項）が、第三者のためにする契約の内容によっては、受益の意思の表示がなくても受益者の権利を発生させることが適当な場合があるとの指摘もある。

こうした状況を踏まえ、受益者の権利の発生のために受益の意思の表示を必要とすべきか否か等の観点から、判例において第三者のためにする契約とされた事例を整理するなどして、第三者のためにする契約の類型化を図り、その類型ごとに規定を明確化すべきであるとの考え方が提示されている。この考え方では、例えば、受益者が何らの負担なしに債権を取得する類型の第三者のためにする契約では、受益者の権利の発生のために受益の意思の表示を必要としないとされている。

このような考え方について、どのように考えるか。

#### (関連論点) 受益者の権利の確定

民法第538条は、受益者の受益の意思の表示があつて初めて受益者（第三者）の権利が発生するという前提の下で、「第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない」と規定しているところ、第三者のためにする契約の類型化を図り、その類型ごとに受益の意思の表示の要否等を検討するという考え方を採る場合には、受益者の権利が確定する時期について定める同条の規定を見直す必要があることが指摘されている。

この点に関する具体的な立法提案として、受益者が、取得する権利や利益について正当な期待を持つ段階に至れば、もはやその変更や撤回は認めるべきではないという発想に基づき、各類型ごとに規定を整理すべきであるとするものがある。

このような考え方について、どのように考えるか。

### 3 受益者の現存性・特定性

第三者のためにする契約の締結時において、受益者が現存することや特定されていることが必要かどうかについて、民法は、特段の規定を設けていないところ、判例は、受益者が現存する必要も特定されている必要もないとしている。

そこで、これを条文上も明らかにすべきであるとの考え方が提示されているが、このような考え方について、どのように考えるか。

### 4 要約者の地位

#### (1) 諾約者に対する履行請求

第三者のためにする契約において、要約者が諾約者に対して受益者への履行を請求することができるかどうかについては、民法に規定が置かれておらず、条文上は明らかではない。

この点について、要約者からの履行請求を肯定しなければ第三者のためにする契約の趣旨を貫徹できない場合があるとして、これを認める規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、このような考え方について、どのように考えるか。

#### (2) 解除権の行使

第三者のためにする契約において、諾約者がその債務を履行しない場合に、要約者が当該第三者のためにする契約を解除することができるかどうかについては、民法第538条が「第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない」と規定していることとの関係で、争いがある。

この点について、要約者は、受益者の承諾を得て、当該第三者のためにする契約を解除することができることとすべきであるとの考え方が提示されているが、このような考え方について、どのように考えるか。

## 第7 継続的契約

### 1 総論（規定を設けることの要否，定義等）

現代社会においては，継続的供給契約や代理店・特約店契約のように取引関係が長期にわたる契約が重要な役割を果たしているが，こうしたいわゆる継続的契約に関して，民法は，一般的な規定を置いていない。このため，実務においては，契約の解消の場面を中心に継続的契約をめぐる紛争が少なくないにもかかわらず，その解決は，専ら解釈に委ねられているというのが現状である。

継続的契約の解消に関する裁判例には，契約関係を維持しようとする特有の傾向があるとの指摘があるところ，こうした裁判例を分析すること等を通じて，主として契約の解消の場面について，継続的契約一般に妥当する規定を設けるべきであるとの考え方が提示されている。

他方で，継続的契約一般に妥当する規定を設けることに対しては，取引関係が長期にわたる契約には多種多様なものがあるところ，そもそもこれらを「継続的契約」として統一的に定義することが現実的に可能であるかどうかについて，疑問も示されている。この点について，一つの考え方として，主として契約の終了段階の規律という観点から，継続的契約を「契約の性質上，当事者の一方又は双方の給付がある期間にわたって継続して行われるべき契約」であり，「総量の定まった給付を当事者の合意により分割して履行する契約」を除くものと定義する立法提案が示されている。

以上のような考え方について，どのように考えるか。

### 2 各論

#### (1) 期間の定めのない継続的契約の終了

継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合には，期間の定めのない継続的契約は，当事者の一方が他方に対し，あらかじめ合理的な期間において解約の申入れをすることにより，将来に向かって終了とする規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが，このような考え方について，どのように考えるか。

#### (2) 期間の定めのある契約の終了

継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合には，期間の定めのある継続的契約は，更新を拒絶することが信義則上相当でないと認められるときは，更新の申出を拒絶することができないとする規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが，このような考え方について，どのように考えるか。

#### （関連論点） 継続的契約の解除

継続的契約の解消に関して，裁判例には，継続的契約を解除するにはやむを得ない事由が必要であるなどとするものも少なくない。

この点について，「重大な不履行（義務違反）」を契約の解除の要件とすべきであ

るとの考え方（部会資料5-1「第3 2(1) 民法第541条「債務を履行しない場合」の限定の要否」・11頁参照）によれば、継続的契約の解除の場合であっても、不履行（義務違反）の重大性の判断の際にやむを得ない事由の有無等も判断され得ることから、あえて特則を設ける必要はないと考えることもできる。これに対し、契約の解除一般の要件について現行法を維持しつつ、「賃貸借契約、使用貸借契約、雇用契約、委任契約、寄託契約、消費貸借契約、組合契約その他の継続的契約」については、契約当事者間の信頼関係を破壊するような債務不履行がなければ解除することができないとし、さらに、債務不履行による契約当事者間の信頼関係の破壊が著しいときは、催告することなく解除することができるという規定を設けるべきであるとの立法提案もある

この点について、どのように考えるか。

### (3) 解除の効果

継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合には、継続的契約の解除は将来に向かってのみその効力を生ずるとする規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、このような考え方について、どのように考えるか。

## 3 その他

### (1) 分割履行契約

継続的契約一般に妥当する規定を設けるべきであるとの立法提案に関連して、分割履行契約について規定する国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）第73条に相当する規定を民法に設けるべきであるとの考え方が提示されている。すなわち、総量の定まった給付を当事者の合意により分割して履行する契約のうち、金銭の支払のみが分割であるものを除いたものについて、分割履行部分の不履行があった場合に、①当該部分についての契約解除、②将来の履行部分についての不履行の予防措置請求等、③当該部分と一定の関係がある他の部分についての契約解除ができるようにすべきであるとの立法提案がされている。

このような考え方について、どのように考えるか。

### (2) 多数当事者型継続的契約

継続的契約一般に妥当する規定を設けるべきであるとの立法提案に関連して、当事者の一方が多数の相手方との間で同種の給付について共通の条件で締結する継続的契約であって、それぞれの契約の目的を達成するために他の契約が締結されることが相互に予定されているものについて、その当事者は、契約の履行及び解消に当たって、相手方のうちの一部の者を、合理的な理由なく差別的に取り扱ってはならないとする規定を民法に設けるべきであるとの考え方が提示されている。

このような考え方について、どのように考えるか。

## 第8 法定債権に関する規定に与える影響

民法第3編債権には、第3章（事務管理）、第4章（不当利得）及び第5章（不法行為）において、契約以外の原因に基づき発生する債権（法定債権）に関する規定が置かれている。

法定債権に関する規定について、契約に関する規定（第3編第1章（総則）・第2章（契約）、第1編第5章（法律行為）・第6章（期間の計算）・第7章（時効））の見直しに伴って必要となる範囲に限って見直しを行うに当たり、どのような点に留意する必要があるか。